

主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/2/24~)

原産国・地域

(注1)

対象品目								左記以外 の国・地域	
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
						関税割当の設定を検討		英国は25%	
自動車・同部品	4月5日以降に米国で組み立てられた自動車希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能								
	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%	
	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除						英国は年間10万台まで10%、 日本・EU・韓国はMFN税率を含め15%		
中・大型 トラックおよび 同部品	11月1日以降に米国で組み立てられた自動車希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合、希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能								
	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除								
銅 (派生品・半製品)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
木材・製材	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
木材製品 (ソファなど布張りの木材製品、 キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品)	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%	
	2027年1月1日に関税率を引き上げ予定					英国は10%、日本・韓国・EUはMFN税率を含め15%			
半導体 (特定の仕様を満たす製品)	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
上記以外の品目 (122条課徴金)	重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、一部の農産物、医薬品・医薬品原料、特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物などは対象外								
	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
	USMCAの原産地規則を満たす製品は対象外								

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注2) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は1974年通商法122条を根拠法に発動(出所)米国政府発表資料などから作成、2026年2月26日時点

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず